

	①町田市	②武蔵野市	③西東京市	④中野区	⑤富田林市	⑥狛江市	⑦日野市	
条例名	町田市子どもにやさしいまち条例	武蔵野市子どもの権利条例	西東京市子ども条例	中野区子どもの権利に関する条例	富田林市こどもの権利条例	狛江市子どもの権利条例	日野市子ども条例	条例名
制定日	令和5年12月28日	令和5年3月22日	平成30年9月19日	令和4年3月28日	令和8年7月1日	令和8年4月1日	平成20年6月26日	制定日
目次	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	目次
前文	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	前文
	第1章：総則	第1章：総則	第1章：総則	第1章：総則	第1章：総則	第1章：総則	第1章：総則	
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	第1条
第2条	定義	言葉の意味	言葉の意味	用語の意味	定義	定義	定義	第2条
	第2章：子どもの権利	第2章：保障すべき子どもの権利			第2章：子どもの権利			
第3条	生きる権利	子どもにとって大切な子どもの権利	市等の役割	基本理念	基本理念	基本となる権利	基本理念	第3条
					第2章：こどもの権利			
第4条	育つ権利	子どもの権利の普及啓発	連携	区の役割	こどもの権利の保護	生きる権利及び成長・発達する権利	市の責務	第4条
			第2章：子どもの生活の場における 支援と支援者への支援		第3章：こどもの権利を保障するた めの責務および役割			
第5条	守られる権利	子どもの権利を学ぶ機会の保障	保護者と家庭への支援	区民の役割	共通の責務	ありのままでいられる権利	おとなの責務	第5条
		第3章：子どもの権利を保障するた めの役割						
第6条	参加する権利	市の役割	育ち学ぶ施設とその職員への支援	育ち学ぶ施設および団体の役割	市の責務	自分で自分のことを決める権利	親又は親に代わる保護者の責務	第6条
	第3章：子どもの権利を保障する大人 の責務							
第7条	大人の責務	市民の役割	地域と市民への支援	事業者の役割	保護者の役割	意見表明及び参加・参画する権利	関係者の責務	第7条
			第3章：子ども施策と子どもにやさ しいまちづくりの推進			第3章：子どもの権利を保障するた めのまちづくり		
第8条	保護者の責務	保護者の役割	虐待の防止	中野区子どもの権利の日	市民等の役割	大人の役割	子どもの責務	第8条
				第2章：子どもの権利の保障				
第9条	施設関係者の責務	育ち学ぶ施設の役割	いじめその他の権利侵害への対応	あらゆる場面における権利の保障	育ち学ぶ施設等の役割	保護者の役割	支援・連携	第9条
		第4章：子どもを支える人々への支 援			第4章：こどもの権利を保障するま ちづくりの推進			
第10条	地域住民の責務	保護者と家庭への支援など	子どもの貧困の防止	家庭における権利の保障	こどもの権利の周知及び啓発	施設関係者の役割	日野市子ども条例の日	第10条
							第2章：子どもの権利	
第11条	事業者の責務	育ち学ぶ施設への支援	健康と環境	育ち学ぶ施設および団体の活動におけ る権利の保障	こどもの権利侵害の防止および救済	団体の役割	子どもの権利	第11条
第12条	市の責務	市民活動への支援	子どもの居場所	地域社会における権利の保障	こどもの意見表明および参加	市の役割	生きる権利	第12条
	第4章：子どもの権利の普及	第5章：子どもにやさしいまちづく りの推進		第3章：子どもにやさしいまちづくり の推進		第4章：基本となる施策		
第13条	子どもの権利の普及	自分らしく居られる場所	子どもの意見表明や参加	子どもの意見等の表明および参加	こどもの相談	虐待の防止	育つ権利	第13条
第14条	権利の侵害からの救済	年齢、発達などに応じた居場所	子どもの権利の普及	子ども会議	こどもの権利を保障する施策の推進	いじめの防止	守り守られる権利	第14条
			第4章：子どもの相談・救済		第5章：こどもの権利の擁護及び救 済			
第15条	有害又は危険な環境からの保護	多様な学びの場	子どもの権利擁護委員の設置	虐待、体罰等の防止	富田林市こどもの権利擁護委員会の 設置	子どもが安心・安全に育ち、生活で きる環境づくり	参加する権利	第15条
							第3章：相談・救済	
第16条	子どもの居場所づくり	子どもからの相談	定数と委嘱の基準	いじめその他の権利の侵害の防止	相談・調査専門員	子どもの居場所づくり	相談・救済	第16条
							第4章：施策の推進	
第17条	子育て家庭等への支援	子どもの意見表明	任期	貧困の防止	第6章：条例の推進		基本施策	第17条
					計画	意見表明及び参加・参画の促進		
第18条	意見表明及び参画の促進	子どもの参加	相談・調査に関する専門員の設置	有害または危険な環境および情報からの 保護	評価および検証	相談体制	推進計画	第18条
第19条	子どもへの情報発信	子ども一人ひとりに合わせた支援	擁護委員の職務	居場所づくり	関係機関との連携ならびに施策およ び計画との整合	子育て家庭への支援	推進体制	第19条
	第5章：施策の推進			第4章：子どもに関する取組の推進お よび検証	第7章：雑則	第5章：施策の推進及び体制	第5章：日野市子ども条例委員会	
第20条	計画の策定及び公表	子どもからおとなへの移行支援	要請や意見表明の尊重	子どもに関する取組の推進	委任	条例の普及・啓発	日野市子ども条例委員会	第20条
		第6章：子どもの安全と安心の確保						
第21条	検証	子ども安全	擁護委員の独立性の確保と活動への 協力	子どもに関する取組の推進計画の策定		推進体制・効果検証	委員会の職務	第21条
						第6章：雑則		
第22条		暴力、虐待および体罰の防止	見守り等の支援	中野区子どもの権利委員会の設置		委任	提言・公表	第22条
							第6章：雑則	
第23条		いじめの防止	活動の報告と公表	権利委員会の意見の尊重			委任	第23条
			第5章：子ども施策の推進と検証	第5章：子どもの権利の相談および侵 害からの救済				
第24条		武蔵野市いじめ防止基本方針と武蔵 野市いじめ防止関係者連絡会	推進計画	中野区子どもの権利救済委員の設置				第24条
第25条		武蔵野市いじめ問題対策委員会	推進体制	救済委員の職務の執行				第25条
第26条		武蔵野市いじめ問題調査委員会	検証	救済委員への相談等				第26条
		第7章：子どもの権利擁護委員	第6章：雑則					
第27条		武蔵野市子どもの権利擁護委員	委任	救済委員の要請および意見の尊重等				第27条
第28条		相談・調査専門員		委任				第28条
第29条		権利擁護に関する必要な事項						第29条
		第8章：条例の推進体制						
第30条		推進計画						第30条
第31条		評価と検証						第31条